

令和 8 年度 保育所等利用予約のしおり

産休・育休の終了後に安心して子育てできるように、職場復帰前に保育施設の利用予約（事前申請）をしておくことができます。

◆ **申請対象者** 以下の条件を両方満たす方が対象です。

① 児童および保護者の住民登録が五所川原市にあること。

申請時点で五所川原市に住民登録がない場合は申請できません。入所前に市外へ転出した場合、予約取消となります。

② 保護者が法律に定める産休又は育休取得後に、休業前の職場に復帰することが確実で、保護者が復帰する時点で保育の必要性（求職活動除く）が認められること。

※産休中や育休中に退職したときは、予約取消となります。保護者のどちらか一方でも求職活動となった場合、予約取消となります。

◆ **申請の流れ**

利用予約申請書提出

保護者の就労証明書（育休・産休取得期間が明記されたもの）を添付。
60歳未満の同居祖父母の分も必要です。 ※事前見学必須。

内定通知

入所の1か月から
3週間前までに
子どものための教育・
保育給付認定申請書
（入所申込書）提出

入所決定
通知

申請受付場所：五所川原市役所子育て支援課保育係、各総合支所

ホームページに掲載の「保育施設空き状況一覧表」において、空白および×の施設には利用予約できません。

◆ **令和 8 年度利用予約受付日程表**

利用開始月	受付期間	内定通知時期	決定通知時期
令和 8 年 6 月	令和 8 年 3 月 2 日～令和 8 年 4 月 24 日	4 月下旬	5 月中旬
令和 8 年 7 月	令和 8 年 4 月 1 日～令和 8 年 5 月 25 日	5 月下旬	6 月中旬
令和 8 年 8 月	令和 8 年 5 月 1 日～令和 8 年 6 月 25 日	6 月下旬	7 月中旬
令和 8 年 9 月	令和 8 年 6 月 1 日～令和 8 年 7 月 24 日	7 月下旬	8 月中旬
令和 8 年 10 月	令和 8 年 7 月 1 日～令和 8 年 8 月 25 日	8 月下旬	9 月中旬
令和 8 年 11 月	令和 8 年 8 月 3 日～令和 8 年 9 月 25 日	9 月下旬	10 月中旬
令和 8 年 12 月	令和 8 年 9 月 1 日～令和 8 年 10 月 23 日	10 月下旬	11 月中旬
令和 9 年 1 月	令和 8 年 10 月 1 日～令和 8 年 11 月 25 日	11 月下旬	12 月中旬
令和 9 年 2 月	令和 8 年 11 月 2 日～令和 8 年 12 月 10 日	12 月中旬	1 月中旬
令和 9 年 3 月(※)	令和 8 年 12 月 1 日～令和 9 年 1 月 8 日	1 月中旬	2 月中旬

※3月の予約は3月1日入所に限ります。

- ・施設利用の可能な日は、職場復帰日の2週間前からとなります。
- ・4・5月は通常の入所の手続きでの申請となります。

問い合わせ先 五所川原市役所子育て支援課 保育係
TEL：0173-35-2111 内線 2486・2487・2488